

子で戦う場合もあった。

いまの佐賀市城内付近に龍造寺氏が根拠を置き、近世初頭までこの地に定住したため、集落がここを中心を達、特に隆信の時代になると、西九州の覇者にふさわしい城下町佐賀が形成されてきた。やがて龍造寺氏のあとを受けた鍋島氏が、慶長年間に大規模な城廓を築き、近世城下町の経営と近郷農村の支配を行い、今日の佐賀市の原型ができあがることになる。

一一 与賀本荘の動き

この時代の武士は地方に土着し、平素は農耕に従事し、一朝、事あれば戦の場に赴く、その中心となるのが守護・地頭である。また守護・地頭は領内の治安維持と年貢徴収にも当たった。肥前には多くの荘園があり、武士化した土豪が地頭職を与えられ、幕府の御家人となった。

与賀本荘のでてくる文書を編年的に略記しながらその推移を眺めてみたい。

元徳元年（一三二九）十二月二五日付の⁽¹⁾『河上神社文書』鎮西下知状に左のように記されている。

肥前国河上社雜掌禪勝申、与賀執行入道蓮（宗）当宮領与賀庄内田地寺町神用対捍事

右正応五年以来毎年段別百文難濟之由訴申之刻去元応博多炎上之時文書等焼失之間重有沙汰之由所見也仍□□無音之間仰国分彦次郎季朝催促訖如季朝執進今年三月十二日蓮宗請文者雜掌由用事帯返抄云々捧彼状蓮宗于今

不参之間無據糺明歟然則遂解可究囹圄者依仰下知如件

元徳元年十二月廿五日

修理亮平^(北条英時)
(花押)

これによると「当宮領与賀庄内田地寺町」の神用米を与賀執行入道蓮宗が「正応五年以来 毎年段別百文難濟」したとして、河上社雜掌禪勝が訴え、鎮西探題北条英時は蓮宗に対して神用の究済を命じている。

南北朝の内乱期に入り⁽²⁾『龍造寺文書』の少式冬資書状に左のように記されている。

去廿三日小木（城）以下凶徒等寄来与賀庄及合戦候之刻御合力候被致忠節候之条感悦候後々も自然之時者被御覽繼候者喜入候

恐々謹言

(少き)

冬資（花押）

二月廿七日

龍造寺又四郎殿

文書にある小城の軍勢とは千葉胤泰らのことをいったものと思われる。胤泰は当時足利直冬方として活躍しており当荘内の与賀神社付近が南北両勢力の軍事拠点となったとみられる。直冬は観応の擾乱以降足利直義方として尊氏・義詮と対立しており、貞和七年（一三五二）正月付の⁽³⁾『西高辻文書』によると、大宰府安養院雜掌良賢の「肥前国与賀庄田地七町」の寺領を安堵していることがわかる。また⁽⁴⁾『大友文書』によると、義詮は正平六年（一三五二）十二月十九日、大友氏時に勲功を賞して「肥前国与賀庄（頼高跡）」とみえる。これは少式頼高の門跡地を宛がっていることを証している。

室町幕府の体制がととのう文和三年（一三五四）二月十二日付の『大友文書』によると仁木頼章・一色直氏は大友氏時に対して「任去観応二年十一月二日、同十二月十九日、御下文之旨、可被沙汰付大友刑部大輔氏時状」と再び氏時の所領として与賀荘以下を安堵している。

この間、貞和六年（一三五〇）武藤氏に与えた安堵状が⁽⁵⁾『横岳文書』に左のようにみえる。

武藤頼貞安堵申状并足利直冬外題安堵状

武藤久保太郎左衛門尉頼貞謹言上、

欲早任當知行旨、預安堵御下文、且成武藝勇、且施弓箭面目、肥前國与賀庄内真富名五町三段三丈、同國佐嘉郡内安楽寺經藏免参町、畠地五町、屋敷等事、

右田地屋敷等者頼貞重代相傳、當知行所無相違也、而自最初、参御方、致奉公忠之上者、早任傍例、賜安堵御下文、為致軍忠、言上如件、

貞和六年十一月 日

（裏書）

任此状、可令領掌、若構不實者、可處重科之状如件、

貞和六年十二月十三日

（押紙）

足利直冬

（足利直冬）

（花押）

武藤家經安堵申状并足利直冬外題安堵状

武藤久保小次郎家經謹言上、

欲早任當知行旨、預安堵御下文、且成武藝勇、且施弓箭面目、肥前國佐嘉郡末永名内檢大町壹町、同口坪壹町、佐

嘉郡内河崎八段、河上村田畠屋敷、与賀本庄内惣公文職二町三段、同鎮守宮免田壹町貳段、田畠屋敷等事、

右所々者、家經重代相傳、當知行所無相違也、而自最初、参御方、致奉公忠之上者、早賜安堵御下文、為^(致軍忠言上之)

如^(件之)

貞和六年十一月 日

（裏書）

任此状可令領掌、若構不實者、可處重科之状如件、

貞和六年十二月十三日

（押紙）

足利直冬

（足利直冬）

（花押）

この文書にみえる鎮守宮というのは、与賀神社のことと思われる。

戦国時代に入った明応四年（一四九五）の⁽⁶⁾『河上神社文書』に次のようにみえる。

肥前国佐嘉郡与賀荘上古御寄附之地字号辻ノ堂為後証童名注置之処也 仍達如件

明応四年十月十七日

肥前国鎮守河上御寄附之地

これによつて佐賀市の辻ノ堂付近が与賀荘であつたことがわかる。

また享祿三年（一五三〇）七月十五日付の『龍造寺文書』に左のようである。

肥前国佐賀郡之内与賀庄千町六郷之事、任先例之旨知行不可有相違之状如件

享祿三年七月拾五日

（千葉）

胤勝（花押）

龍造寺民部太輔殿
（胤久）

この文書によると千葉胤勝は龍造寺胤久に対して「与賀庄千町六郷」の地を知行地として安堵したことがわかる。このころまで与賀荘の遺称は残っていたことがわかる。

注

- (1) 佐賀県史料集成 第一卷
- (2) 佐賀県史料集成 第三卷
- (3) 大日本史料 第六卷
- (4) 荘園史料
- (5) 佐賀県史料集成 第六卷
- (6) 佐賀県史料集成 第一卷
- (7) 佐賀県史料集成 第三卷

三 龍造寺氏の興起

(一) 龍造寺氏のおこり

龍造寺氏は肥前国佐嘉郡、現在の大和町にあつた甘南備城主高木氏の次男南次郎季家を始祖とし、季家が龍造寺村（現在の佐賀市城内付近）に居住していたところから、龍造寺氏と称するようになった。

『龍造寺系図』によると、藤原秀郷ひでさかの裔で、五代後の佐藤公清きんきよの子季清すえきよが、近衛天皇の久寿元年（一一五四）監使となつて肥前に下向したとある。当時、九州では源為朝が猛威を振るっていた頃である。季清は子の季喜を同伴して、佐嘉郡龍造寺村に居住した。

『龍造寺記』に次のように記されている。

為朝勅を承けて肥後の逆徒を退治し、東肥前に城を築く、その地を呼んで屋形原と云ふ、別館は高木村に有り、藤原季喜・同季次等相従うて功あり 湯浴の地を賜はる。その地は佐嘉郡小津の東郷にあり、季喜・季次の名今存ず矣

湯浴の地は食邑、領地のことである。季喜の地名は後世「水ヶ江」、季次は「末次」（佐賀市本庄町）と書いた。